

3.進捗状況・計画報告書

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

基本施策（1）地域福祉に関する意識の醸成

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①地域福祉に関する 情報発信	社協	1	社協の機関紙として「社協だより」を全戸に配布し、福祉情報を提供します。また、リアルタイムな情報発信を行うため、若者や子育て世代が抵抗なく使えるSNS（Facebook、Twitter等）を活用した運用について検討を行います。	○社協だよりの発行 ○ウェブサイトの運営 ○SNSを使った情報発信の検討を行います。	全戸配布ができなくなるため、関係機関や地域に出向く際に福祉の情報を提供できる社協だよりを発行する。	年4回社協だよりを発行し、関係者への配布や配架を通して福祉情報の提供を行った。	社協だよりについては全戸配布ができなくなったため、情報が浸透しにくくなったが、SNSを通して情報発信を行った。	○ホームページ更新回数目標 100回 ○X更新回数目標 200回 ○社協だより年4回発行
	地域福祉課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	■福祉総務係 ウェブサイト・SNS・リーフレット等を用いて、民生委員、保護司・更生保護女性会、人権擁護委員等、地域福祉に関する情報発信を行う。	■福祉総務係 ウェブサイトに、民生委員、人権擁護委員、保護司、更生保護女性会の紹介ページを作成した。 市の広報誌やLINE、モニター広告を使用し、更生保護活動のPRをした。	■福祉総務係 幅広い世代に情報を届けるため、様々な媒体を用いて広報を行う。	■福祉総務係 ウェブサイト・SNS・リーフレット等を用いて、民生委員、保護司・更生保護女性会、人権擁護委員等、地域福祉に関する情報発信を行う。
	高齢者福祉課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	各種広報・メディアを活用した情報提供	各種広報・メディアを活用した情報提供	事業の継続的な実施	各種広報・メディアを活用した情報提供
	こども未来課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	ウェブサイトやLINEでの子育て情報の発信を充実する。 また、子育て支援団体等の広報誌を子育て支援センター管内に掲示し、子育て世代に周知する。	市内3か所の子育て支援センターにおいて通信紙を毎月1回発行し、ウェブサイトやLINEへの掲載や館内での掲示により 情報発信を行った。さらに、月に1回~2回、講座やイベント等の情報発信を継続的に実施した。加えて、子育て支援団体が発行する広報誌やチラシを館内に掲示し、子育て世代への情報提供の充実を図った。	情報発信を継続的に実施したことで、講座や事業に関する問い合わせや参加につながった。また、館内掲示や配布により、地域の子育て団体の活動についても周知ができた。一方で情報発信の閲覧状況や反応に差があることから、対象者に十分情報が行き届いているとは言えない。発信内容のさらなる工夫が課題である。今後は写真やイラスト等を工夫し分かりやすく、親しみやすい情報発信を行っていく。	ウェブサイトやLINEでの子育て情報の発信を継続し、内容の充実を図る。 また、子育て支援団体等の広報誌を子育て支援センター管内に掲示したり、配布したりして子育て世代に周知する。 母子保健の健診や教室等で月齢に合った子育て情報を発信する。
	スポーツ・生涯学習課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	イベント時に日本赤十字社の啓発物等を配架する。	イベント時に参加者に配架した。	今後も継続する。	イベント時に日本赤十字社の啓発物等を配架する。
	市民課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉に関する情報を掲載する。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に掲載した。また、当該広報紙をウェブサイト、SNSにより発信した。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉情報を掲載することを継続していきたい。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉に関する情報を掲載する。
②イベント等の開催	社協	3	福祉に対する尽力者を顕彰するとともに福祉講演会の開催等により、地域づくりについて考える機会を設け、福祉活動への参加促進を図ります。	○社会福祉大会、ふれあい広場の開催	広く市民に関心をもって参加していただける会にする。	福祉活動にご協力いただいた方の表彰の場とし、市民の福祉意識市内高等学校福祉コースの実践発表も併せて行った。	未来を担う高校生の福祉コースの実践発表を通して、広く市民に関心をもっていただく機会となった。	地域の活動を知らせる機会とする。
	スポーツ・生涯学習課	4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	2024年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。	イベント時に主催者が設立したNPO法人のPRできる機会を提供した。	今後も継続する。	2025年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。
	地域福祉課	4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	■福祉総務係 年齢に応じた人権プログラムの作成や啓発品の選定により、人権に関する意識を醸成する。	■福祉総務係 中学1年生と保護者を対象とし、「インターネットと人権」をテーマとした新プログラムを実践した。 年齢に応じた啓発品を人権教室参加者に配付した。	■福祉総務係 年代に応じた新プログラムを検討する。	■福祉総務係 年齢に応じた人権プログラムの作成や啓発品の選定により、人権に関する意識を醸成する。
③学習機会の提供	社協	5	職員による出前講座を開催し、社協事業の理解や地域福祉活動に対する理解と参加促進を図ります。	社協出前講座（こふくちゃん講座）の開催	受講者数目標1,360人	受講者数2,830人	市内小中学校にて福祉体験授業、ふれあいいきいきサロンでのレクリエーション講座、関係機関での研修会等で出前講座を実施。	受講者数目標1,365人
④交流を通じた 実践的な福祉教育	社協	6	市内全14校を福祉教育実践校に指定し、将来を担う児童・生徒に、地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、地域との交流を図ります。	○福祉教育実践校での福祉教育	年3回(5.9.3月)福祉教育実践校連絡会を開催予定	年3回(5.9.3月)福祉教育実践校連絡会を開催	実践校では高齢者疑似体験や車いす体験などの福祉体験、幼稚園や特別支援学校との交流活動、福祉に関する講話、野菜作りなどを通じた地域交流などを実施した。	年3回(5.9.3月)福祉教育実践校連絡会を開催予定
	地域福祉課	7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○市内小中学校等での人権教室等の実施	■福祉総務係 市内小中学校等で人権教室を実施。 高齢者施設を対象とした人権教室のプログラムを検討する。	■福祉総務係 市内保育園、幼稚園、こども園、小中学校にて人権教室を実施した。 高齢者施設を対象とした人権教室のプログラムを検討した。	■福祉総務係 人権教室を15回実施した。また、2021年度以降、人権教室を実施できていなかった中学校1校においても、人権教室を実施することができた。 高齢者施設を対象とした人権教室のプログラムについては、今後、高校生を対象とした人権教室のプログラムを作成する予定であることから、高齢者施設を対象とした人権教室についても新たに実施できるかどうか、委員と協議を進めていく。	■福祉総務係 市内小中学校等で人権教室を実施。 高齢者施設を対象とした人権教室のプログラムを検討する。
	スポーツ・生涯学習課	7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○地域住民がボランティアとして学校活動を支援する「学校支援地域本部」の設置 ○「わくわく子ども教室」の開催 ○「明湖会」「子ども会」等による世代間交流	わくわく子ども教室の開催、学校支援地域本部の設置によって、延べ1万人の地域住民のボランティア参画を図る。	わくわく子ども教室や学校支援地域本部によって学校や地域と連携し、延べ約1万人の地域住民がボランティアに参画された。	わくわく子ども教室の運営や登下校の見守りなど、地域住民による様々なボランティアの参画があった。今後も継続する。	わくわく子ども教室の開催、学校支援地域本部の設置によって、延べ約1万人の地域住民のボランティア参画を図る。

基本施策(2)地域における交流活動の推進

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①日常的なつながり促進	危機管理課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○防犯まちづくり会議によるあいさつ運動の実施	年に3回、主に始業式の翌日に実施する。	4月9日、9月2日、1月7日の3回実施した。	生徒の登校日に合わせて、あいさつ運動を継続して実施する。	年に3回、主に始業式の翌日に実施する。
	スポーツ・生涯学習課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○学校・子ども会・青少年補導員による、県主催「地域の青少年声掛け運動」の推進	全体会議や代表者会議を通して「青少年の声掛け運動」についての理解を深めていただき、青少年補導活動によって青少年が安心して成長できる環境をつくる。	県主催の「青少年の声掛け運動」の趣旨を青少年補導員に説明し、57名の賛同を得た。	声掛けにより青少年の健やかな成長を支援するため、県下一斉補導の際、「青少年の声掛け運動」の趣旨を新任補導員に説明し、理解を得た。今後は、青少年補導員の全体会議等において、運動の必要性について幅広く説明していく。	全体会議や代表者会議を通して「青少年の声掛け運動」についての理解を深めていただき、青少年補導活動によって青少年が安心して成長できる環境をつくる。
	学校教育課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○各学校の児童・生徒、教職員によるあいさつ運動の実施	各校において、児童・生徒、教職員によるあいさつ運動を実施する。	各校、生徒会・児童会活動を中心に、児童・生徒、教職員によるあいさつ運動を実施した。	引き続き、あいさつ運動を実施することが可能。	各校において、児童・生徒、教職員によるあいさつ運動を実施する。
	地域福祉課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○保護司会、更生保護女性会のあいさつ運動の活動支援	■福祉総務係 継続してあいさつ運動を行う。	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会のあいさつ運動の活動を支援した。	■福祉総務係 【保護司会】防犯まちづくり会議主催の、小中学校校門付近でのあいさつ運動に参加。 【更生保護女性会・保護司会】中学校(毎月1日)、小学校(毎月15日)でのあいさつ運動を主催。	■福祉総務係 継続してあいさつ運動を行う。
②多様な居場所づくり	社協	9	地区社協が中心となって、地域の人たちが楽しく交流しながら仲間づくりや生きがいづくりを行うことにより、地域からの孤立、心身の機能の低下を防ぐとともに、地域のつながりを深めます。	○ふれあい・いきいきサロンへの助成金の支給等による支援	43地区開催、参加総人数1,080人、回数250回	43地区開催、参加総人数1,0180人、回数278回	地区社協が中心となり、市内42か所でふれあいサロンを実施し、定期的な見守りにつながっている。通いの場を開催することで、顔の見える関係づくりや介護予防の一助となっているが、スタッフの高齢化や必要とされる高齢者に情報が届いていない場合あり。	地区社協会長会議や支え合い推進会議にて、具体的に見守りを実施している地区を把握していく。閉じこもりがちな高齢者についての情報を参加者から聞き、地区社協スタッフ、民生委員、包括と連携していく。自治会や明湖会、子供会など地域の支援を得て実施。
	社協	10	高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、健康体操リーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して「健康体操教室」を開設します。	○健康体操教室の開催 ○健康体操リーダーの養成講座の開催 ○リーダースキルアップ研修の開催	健康体操リーダー養成講座を年2回開催予定	○市内34か所で月に1回健康体操教室を開催 ○6月27日、12月4日に健康体操リーダー養成講座を開催 12名修了	地域で生活する高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、地域の中で健康体操教室を運営するリーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して、健康体操教室を行う。	健康体操リーダー養成講座を年2回開催予定
	社協	11	地域住民が主体となり、介護・認知症・ひきこもりの予防、子どもの貧困連鎖防止等、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行います。また、居場所の実践者同士の情報共有の場としてネットワーク化を図ります。	○地域の居場所開設支援について講演会の開催 ○地域の居場所開設補助金の支給等による支援	地域の居場所開設支援のみならず、既存の居場所の活動の充実化も支援していく。	○新規居場所開設0か所(次年度新規開設予定4か所) ○赤い羽根共同募金を財源とした活動費を既存の居場所6箇所へ助成	地域住民が主体となり、介護・認知症・引きこもり予防、子どもの貧困連鎖など、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行う。	地域の居場所開設支援のみならず、既存の居場所の活動の充実化も支援していく。
	高齢者福祉課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。	事業の継続的な実施	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。
	地域福祉課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域活動への主体的な参加のための権利意識・参加意識の醸成	○障害福祉係 ・つなぎ役を社協にできないかを働きかける。 ・交流が見込めそうな団体のピックアップをする。	○障害福祉係 実績なし	○障害福祉係 事業の実施体制や連携先の確保が整わず実施に至らなかった。	○障害福祉係 関係機関と連携をし既存事業を活用した世代間交流を検討する。既存事業の掘り起こしを行う。
	R6 幼児教育課 R7 保育幼稚園課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○幼稚園等への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施	各園で行事などに祖父母や高齢者を招いたり、施設に訪問に行ったりすることを計画し、地域の方たちと交流を深めていく。	園への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施 実施 保育園0園、認定こども6園・18回 幼稚園2園・9回	継続実施 地域の人材、高齢者との交流により豊かな人間性の構築に役立てる。	祖父母や高齢者を園に招いたり、高齢者施設へ訪問したりして、地域の方たちと交流を深める。
③アウトリーチによるつながりづくり	地域福祉課	13	地域での孤立化回避のため、地域交流による支援を必要とする人の掘り起こしと継続的な訪問を実施します。	○家庭訪問の実施 ○地域とのコーディネートの実施 ○地域活動支援事業の利用促進	○障害福祉係 継続実施	○障害福祉係 地域活動支援事業の利用者は、28人であった。うち5人は新規登録者であった。	○障害福祉係 各分野ごとでキャッチした困りごとを共有した上で、適切な支援者が訪問することが効率的な支援となる。	○障害福祉係 継続実施

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

基本施策(1) 地域における支え合い活動の推進

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①見守り、支え合いの体制づくり	地域福祉課	14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○民生委員児童委員による見守り活動の支援	新任協力員対象の活動説明会を実施する。	新任協力員対象の活動説明会を実施した。	・民生定例会終了後、協力員候補者を集め、活動の説明を行った。（民生委員→協力員になった場合） ・個別面談を行い、協力員の活動について説明を行った。（民生委員経験なく協力員になった場合）	民生委員活動マニュアルを作成し、地域のどういった方を見守るべきか、また、どここの機関等に繋げるべきかを分かりやすいようにする。
	高齢者福祉課	14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○認知症ネットワーク(オレンジネットワーク)による見守り体制の充実 ○認知症サポーター養成講座の開催 ○地域包括支援センターによる独居高齢者宅への訪問活動 ○生活支援コーディネーターの配置	・認知症サポーター養成講座等実施 ・チームオレンジの支援 ・地域包括支援センター訪問活動実施 ・各中学校区に生活支援コーディネーターの配置	・登録名簿を適宜更新し、情報を関係機関と共有した。 ・認知症サポーター養成講座を実施した。 ・地域包括支援センターで実態把握事業を行った。 ・各中学校区に生活支援コーディネータを配置した。	事業の継続的な実施	・認知症サポーター養成講座等実施 ・地域包括支援センター訪問活動実施 ・各中学校区に生活支援コーディネーターの配置
②地区社協活動の活性化	社協	15	地区社協を中心として、地域課題を把握・解決し、地域で支え合う体制を整備します。	○地区社協による見守り・声掛け運動	地区社協会長会議や支え合い推進会議にて、具体的に見守りを実施している地区を把握していく	○地区社協が中心となり、市内43か所でふれあいサロンを実施し、定期的な見守りにつながっている。 ○地区社協会長会議や支え合い推進会議にて、見守りを実施している地区を把握した。	地域の実情に合わせた見守り活動を実施するも、地域の活動に関して無関心な住民が多く、支え合いをどのように理解してもらえるかが課題。	自治会、民生委員、地区社協が連携することで支え合いの見守り活動への理解を深められるようにする。
	社協	16	各地区社協の情報共有や各種状況提供を行い、活動の充実を図ります。	○地区社協会長会議の開催	年 3 回(4.9.2 月)地区社協会長会議を開催予定	○4月.2 月 地区社協会長会議を開催した。 ○9月 地区社協講演会にて先進地(島田市)から講師を招き、地域のつながりを広げるための講話をいただいた。講演会では一人ひとりができる取り組みについてヒントが得られる貴重な機会となった	地区社協の会長が単年度で変わってしまうことで、継続しての支え合い活動に繋がらないことが課題。	地域の実情を把握し、地域の合わせた活動(交流・見守り・生活支援等)の推進を図っていく。
	社協	17	地区社協の活動強化のため、財政及び活動に対する支援を行います。	○地区社協活動の支援	地区社協への活動費助成金の返還金を5%以下にする	地区社協への活動費助成金の返還金を3%	ほとんどの地区が活動助成金を地域の支え合いやサロン活動に活用いただいた。	地区社協への活動費助成金の返還金を5%以下にする。
	社協	18	地域福祉推進基礎組織としての地区社協の活動を、地域の人たちに周知するとともに、住民の参加促進を図ります。	○地区社協だよりの発行支援	地区社協への活動費助成金を交付し、回覧用のチラシ等の作成に充てていただく。	活動助成金を活用した回覧用のチラシの作成はなかった。	活動助成金は別の地域福祉活動に充てられており、回覧用のチラシを作成する地区社協はなかった。新聞社によるご厚意で無償でいきいきサロンの紹介記事をあげてくれている。	地区社協への活動費助成金を交付し、回覧用のチラシ等の作成に充てていただく。
③関係機関団体間の連携	社協	19	地域における福祉ニーズや、支援の担い手についての把握と情報共有をするとともに、支え手と受け手双方が活躍できる新しい仕組みを構築します。	○第2層協議体との地域における福祉ニーズの情報共有	各校区年2回以上支え合い推進会議、細分化した協議体に準ずる組織による会議の開催を予定	各校区の実情に合わせ、支え合い推進会議および支え合い推進会議に準ずる会議を開催した。(年2回以上)	各中学校区において、通いの場までの移動の課題や、ボランティアの育成、通いの場をどのように後継していくかなどをテーマとして課題の共有を図った。自治会、老人クラブ、子ども会、包括、地域密着施設がつながることで、誰もが住みやすい地域にするための話し合いを行った。	関係機関が連携し、支え手・受け手双方が活躍できる取り組みについて検討。
	社協	20	市内の福祉関係団体との連携を図り、各団体の活動に対し補助金等の支援を行います。	○福祉関係団体への活動補助金の支給等による支援	○福祉関係団体へ補助金を交付し、市民への福祉推進を図る。	5団体 老人クラブ連合会、ひとり親寡婦福祉会、保育士会、子ども会連合会、湖西市手をつなぐ育成会の関係団体に補助金260,000円交付した。	福祉関係団体への活動補助金として6団体に案内をさせていただいたが、湖西市身体障害者協会からの申請はなく補助金支援は行っていない。	福祉関係団体へ補助金を交付し、市民への福祉推進を図る。
	社協	21	市内社会福祉法人、施設等との社協との連携協働による公益的な取組に向けて働きかけを行います。また、市内社会福祉法人を対象とした勉強会や意見交換の場を設け、ネットワーク化に向けた調整を進めます。	○市内社会福祉法人との連絡会の開催	○交流会 3回 ○社会福祉法人等連絡会 2回	・法人の”わ”交流会 3回 ・社会福祉法人等連絡会 2回	・法人連携により市民にわかりやすい情報を発信していくためのInstagramを立ち上げたが、目標のフォロワー数には達していないため広報周知を強化していく。 ・社協の福祉教育及び高校と連携し、福祉の仕事が将来就きたい仕事の選択肢の一つとなるよう「福祉の魅力」を発信した。	・法人の”わ”交流会 3回(うち、研修1回) ・社会福祉法人等連絡会 2回
	高齢者福祉課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○生活支援コーディネーターの設置	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置。	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置	事業の継続的な実施	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置
	こども未来課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○ファミリー・サポート・センターでの相互援助活動事業	交流会を通じて相互援助活動への理解促進と会員募集を行う。また、子育て支援センターでも窓口開設日を設け、利便性を高めつつ広報活動を実施する。	サブリダー会議を12回、会員同士の交流会を1回、お試し預り会を1回、講習会を4回実施した。	会員増加を目指して事業を展開したが、提供会員の退会が相次ぎ、依頼に合わせたサービスの提供が難しい状況となっている。	サポート事業のマッチングは維持しつつ、ファミサポ事業の見直しを図る。
	地域福祉課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○障害者支援協議会の実施 ○障がい者団体との情報交換の実地 ○相談支援事業所との連絡会の実施 ○民生委員児童委員定例会等への社協・地区社協の参加	○福祉総務係 社協職員に限らず、地域包括支援センター職員と民生委員が交流・情報交換をできる場を設ける。 ○障害福祉係 モデルケースを使って検証する。	○福祉総務係 計画の内容は実施なし。	○福祉総務係 計画の内容は実施なし。	○福祉総務係 計画の内容は実施したが、新居・白須賀地区については地区定例会に包括職員が参加し、交流を図っている。 また、包括職員対象研修において、民生委員の役割等を説明した。
	地域福祉課	23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○障がい者も含めた地域での支え合い体制の構築	当事者(団体)との意見交換を実施	○障害福祉係 実施なし	○障害福祉係 市内で活動を把握している当事者団体が少なく意見交換を実施できなかった。	○障害福祉係 聴覚障害者協会や手をつなぐ育成会、さざなみ会と協同で事業を実施することで連携を強化しネットワークの構築につなげる。
	高齢者福祉課	23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○高齢者の生活支援のためのボランティア等の養成や支え合い体制の構築	支え合い体制「ちいーとサポート」実施と周知。	「ちいーとサポート」の実施と周知をした。	事業の継続的な実施	支え合い体制「ちいーとサポート」実施と周知。

④地域づくりの 基盤整備	社協	24	共同募金配分金を活用し、地域住民の参加による地域福祉活動に助成を行います。	○地区社協への活動助成金の支給等による支援	20地区 6,324,600 円助成	20地区 6,371,200円助成をし、188,393円の返還いただいた。(返還率3%)	いきいきサロン・地域福祉活性化活動(居場所・見守り・福祉研修会・地区社協理事会等)に活用された	20地区 6,545,400円助成
	市民課	25	公民館や公会堂等の地域の活動拠点となる施設の整備を支援します。	○公民館等の施設の新設、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の支援	公会堂等の新築や修繕に対して助成を行う。	4件の公会堂等修繕に対して助成を行った。	継続して実施していきたい。	公会堂等の新築や修繕に対して助成を行う。
	新居支所	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	各種利用団体からの要望を聴取するとともに不具合箇所を修繕し、より安全かつ快適に利用できるよう努める。	特になし	特になし	各種利用団体からの要望を聴取するとともに不具合箇所を修繕し、より安全かつ快適に利用できるよう努める。
	スポーツ・生涯学習課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	減免規定については条例に規定されているため、減免の必要性を精査し、減免規定の変更が必要な場合については条例改正を行い改善を進める。	条例を改正し、障がい者の割引制度(団体・個人)を拡充した。	条例改正後の利用者の声や成果を確認し、指定管理者と調整が必要な部分については改善を図っていく。	条例改正後の効果検証
	こども未来課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	子育て支援団体の施設使用支援を継続することにより、地域の活動拠点の充実を図る。	子育て支援団体等の施設使用に関する支援を行う体制を整えたが、団体による利用の実績はなかった。支援センター職員による子育て講座のほか、外部講師を招いた講座を開催した。	子育て支援団体による施設利用の実績はなかったが、子育て家庭を対象とした講座を開催することで、地域の子育て支援の充実に努めた。今後は、子育て支援団体等活動の場として施設を活用できるよう施設使用に関する周知を行うとともに、地域団体との情報共有を進めていく必要がある。	引き続き子育て支援団体等が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、施設利用に関する周知を行い、団体による活用の促進を図る。また、地域の子育て支援家庭を対象とした講座を実施し、地域における子育て支援の充実を図る。
	図書館	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	○大規模改修に向けてバリアフリー化必要箇所の調査を継続。 ○施設内の配置や表示をわかりやすくする。	○「りんごの棚」(さまざまな形態の利用しやすい資料を集めた棚)を設置した。 ○LL版利用案内(やさしく読める日本語で書かれた利用案内)を作成した。 ○外国人利用者や言葉での意思疎通が難しい利用者向けに、指差し確認シートをカウンターに設置した。	だれもが利用しやすい施設となるよう改修を行った。	○大規模改修に向けてバリアフリー化必要箇所の調査を継続。 ○施設内の配置や表示をわかりやすくする。
	高齢者福祉課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○老人福祉センター・はつらつセンターの施設管理と利用促進	・老人福祉センター・はつらつセンターで介護予防教室を実施。 ・老人福祉センターの指定管理者による施設運営の実施。	・老人福祉センター・はつらつセンターで介護予防教室を実施。 ・老人福祉センターの指定管理者による施設運営の実施。	事業の継続的な実施	・老人福祉センター・はつらつセンターで介護予防教室を実施。 ・老人福祉センター・はつらつセンターの施設管理。
	文化観光課	27	ふるさと納税により財源を確保し、生活支援の財源に活用します。	○ふるさと納税による財源の確保	①ふるさと納税寄附金額250,000,000円 ②地元事業者の協力を得て新規返礼品を50品増やす	・ふるさと納税寄附金額255,428,000円 ・新規返礼品を135品(数量違いを含む)増やした。	・ふるさと納税の7つの使い道に合わせた生活支援を行った。	・ふるさと納税寄附金額250,000,000円 ・地元事業者の協力を得て新規返礼品を50品増やす。

基本施策(2) 地域福祉を担う人材の育成

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①ボランティア活動の活性化	社協	28	市内のボランティアグループ、個人ボランティアが安心して活動できるよう、助成金等情報提供を行い、ボランティア活動支援を行います。また、ボランティア同士の連携を推進します。	○ボランティア活動室の利用促進 ○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティアに関する情報発信 ○ボランティアネットワークだよりの発行	○ボランティア養成講座年1回開催 ○ボランティア情報誌年3回発行	こどもボランティア養成講座年1回開催 ボランティア情報誌年3回発行	・将来の地域の福祉活動を担う人材の育成を図るとともに、こどもたちに福祉やボランティアの意味を楽しく理解してもらうことを目的に小学生向けのボランティア養成講座を開催。 ・情報誌を作成することで助成金の案内などを周知し、活動の充実化を支援。	・ボランティア養成講座年1回開催 ・ボランティア情報誌年3回発行 ・ボランティア同士の交流会
	社協	29	地域の福祉活動を支える重要な財源として大きな役割を果たし、助け合い活動の一環としての共同募金の理念を普及し、市民の参加と理解を得ながら募金活動を推進します。	○赤い羽根共同募金運動の推進 ○歳末たすけあい運動の展開	赤い羽根共同募金運動の目標額は2025年度6月頃を目途に設定予定。 一般募金・歳末募金ともに、助成計画に基づいて設定。	○赤い羽根共同募金運動の実績額 (一般募金)6,034,232円 (歳末募金)3,402,876円	一般募金・歳末募金ともに目標額達成に近い募金実績となった。次年度も募金の使途・使いみちを住民に広く発信しながら各種募金運動を展開していく。	赤い羽根共同募金運動の目標額はR8年度6月頃を目途に設定予定。 一般募金・歳末募金ともに、助成計画に基づいて設定。
	地域福祉課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員の活動支援	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を継続する。	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を実施した。	■福祉総務係 【財政面】負担金の支払い、啓発品の提供 【広報面】保護司会・更生保護女性会の活動に関する紹介をウェブサイトに掲載。その他、活動をメディアに情報提供し、取材をして頂いた。	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を継続する。
	市民課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○市民活動相談・文化の香るまちづくり事業補助金の交付・市民活動センターの施設管理による市民活動支援	市民活動相談、市民活動補助事業、市民活動センターの施設管理を実施する。	市民課窓口及び市民活動相談会において14件の相談受付。市民活動補助金を6団体に交付。市民活動センターの施設管理実施。	市民活動補助金の利用団体数が昨年度より増加。より多くの団体の活動活性化につなげることを目標に今後も取り組む。	市民活動相談、市民活動補助事業、市民活動センターの施設管理を実施する。
	スポーツ・生涯学習課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○ボランティアの活動支援	2024年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。	イベント時に主催者が設立したNPO法人のPRできる機会を提供した。	今後も継続する。	2025年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。
②地域組織の活性化	市民課	31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○自治会への補助金・交付金の交付による活動支援	自治会が行う「保健・福祉を推進する事業」を含む様々なコミュニティ活動に対して、湖西市自治会運営費交付金を交付する。	41自治会に対して湖西市自治会運営費交付金を交付した。	多くの自治会で、いきいきサロン等地域福祉活動への支援が実施された。今後も事業を継続して実施していく。	自治会が行う「保健・福祉を推進する事業」を含む様々なコミュニティ活動に対して、湖西市自治会運営費交付金を交付する。
	地域福祉課	31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○民生委員児童委員への負担金交付等による活動支援	■福祉総務係 地域住民が民生委員活動について理解を深められるよう、一斉改選後に自治会に向けて新民生委員を周知する際、全国民生委員連合会作成のチラシを併せて配付する。	■福祉総務係 自治会に民生委員周知のチラシを配付した。	■福祉総務係 自治会に向けて新民生委員を周知する際、全国民生委員連合会作成のチラシを併せて配付した。	■福祉総務係 民生委員活動について理解を深められるよう、自治会説明会の際に、民生委員周知のチラシを配付する。
③福祉に関わる担い手育成	社協	32	既存ボランティア活動者のスキルアップや、ボランティアに興味のある方等に対するボランティア入門等、地域の福祉活動を担う人材の育成や、ボランティアの質を高めることを目的として各種ボランティア講座を開催します。	○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティア研修会の開催 ○ボランティア体験講座の開催 ○サロンボランティア講座の実施	講義形式ではなく、ボランティア同士のグループワークを行い、各地区の取り組みを参考にしてみようという形で実施。	6月11日地域のふれあい・いきいきサロンを行うボランティアに対してサロン交流会を実施、サロンの意義等について説明やグループワークを行う。 46名参加。	地域役員やサロンボランティアの皆さんに湖西市の現状やふれあい・いきいきサロンの意義についての理解を深めていただき、実際にサロンで活用できる高齢者主体のレクリエーション、体操など実践することにより地域の支え合い活動・生きがい活動の充実を図ることができた。	講義形式ではなく、ボランティア同士のグループワークを行い、各地区の取り組みを参考にしてみようという形で実施。
	社協	33	将来の地域福祉を担う人づくりを進めるため、中学生等を対象に、福祉やボランティアに対する理解を深めるための講座を開催します。	○夏休み福祉施設ボランティア体験講座の開催	○ちょこっとボランティアの開催 対象：中学生、高校生	○ちょこっとボランティアの開催 ○参加者：市内在住の中学生・高校生 244人 ○協力施設：35施設	○地域の福祉施設や病院等でのボランティア活動による施設利用者や職員との交流をとおして、福祉やボランティア活動に対する理解を深めるを目的に実施。	ちょこっとボランティアの開催 対象：中学生、高校生
	地域福祉課	34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○手話講習会、障がい福祉について学ぶボランティア講座の実施	○障害福祉係 継続実施	○障害福祉係 初級手話講習会の実施。15名の参加	○障害福祉係 湖西聴覚障害者協会と湖西市登録手話通訳者団の協力の下3回コースで実施。	○障害福祉係 継続実施
	高齢者福祉課	34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○サロンボランティア講座の実施支援	サロンボランティア講座の実施と支援。	サロンボランティア講座の実施と支援	事業の継続的な実施	サロンボランティア講座の実施と支援

基本施策(3) サービスを利用しやすい体制の整備

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①包括的な相談体制の整備	社協	35	市民の福祉や生活に関する困り事に対し、関係機関、弁護士や司法書士等と連携・協力し、相談支援を行います。	○弁護士相談の実施 ○司法書士相談の実施 ○福祉なんでも相談の実施	○法律相談 30回 ○司法書士相談 12回 ○福祉なんでも相談 随時	○法律相談 179件 ○司法書士相談 82件 ○福祉なんでも相談 201件	専門家の関わりが必要な問題について、市内での解決の糸口を見つける相談として市民からの必要性はあるため継続実施。	○法律相談 30回 ○司法書士相談 12回 ○福祉なんでも相談 随時
	地域福祉課	36	地区社協や民生委員児童委員等と連携して地域の課題を支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図り、相談しやすい環境を整備します。	○専門職による相談窓口の設置 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力向上支援	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会への補助金により、研修参加の費用面での支援を継続する。 相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会へ補助金を支給し、県民児協主催「相談技法研修」への参加を費用面で支援。3人が参加。 民生委員から相談を受けた事例と対応内容の概要を民生委員定例会で共有。(2月～) 「なんでもかんでも相談会」を2回開催、8件の相談に対応。支援機関・市・社協対象アセスメント研修を1回開催19名が参加、県主催研修への参加を勧奨し6人が参加。	■福祉総務係 12月の一斉改選で民生委員の約半数が交代したため、新任委員のサポートが課題。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会への補助金により、研修参加の費用面での支援を継続する。 相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。

①包括的な 相談体制の整備	地域福祉課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○多機関協働体制の構築 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力の向上支援	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会への補助金により、研修参加の費用面での支援を継続する。 相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会へ補助金を支給し、県民児協主催「相談技法研修」への参加を費用面で支援。3人が参加。 民生委員から相談を受けた事例と対応内容の概要を民生委員定例会で共有。（2月～） 「なんでもかんでも相談会」を2回開催、8件の相談に対応。支援機関・市・社協対象アセスメント研修を1回開催19名が参加、県主催研修への参加を勧奨し6人が参加。	■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」では、相談内容に応じて市外会場の専門職（言語聴覚士、精神科医）とzoomで繋ぎ、相談に対応した。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会への補助金により、研修参加の費用面での支援を継続する。 相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。 包括的な支援体制（案）について、庁内で調整する。
	高齢者福祉課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○地域包括支援センターでの総合相談窓口設置	地域包括支援センターでの総合相談窓口設置。	高齢者においては地域包括支援センターにて高齢者の相談窓口としての役割を担った。	事業の継続的な実施	地域包括支援センターでの総合相談窓口設置。
	こども未来課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○子ども・子育てに関する総合相談窓口設置	こども家庭センターを中心に、関係各機関と連携を図り、切れ目のない相談支援を実施する。 発達に課題のある児とその保護者及び園などに対し、保育士、保健師、心理士及び関係機関が連携して相談を実施する。	・児童福祉部門と母子保健部門の連携を目的とした合同ケース会議を開始。5月から月1回開催した。 ・こども家庭センターではケースごとに必要に応じ、子育て支援センターをはじめとした各支援機関とも連携を図り、対応にあたった。 ・こどもの発達に関する相談は延べ263件。	・合同ケース会議では、西部保健所、西部児相にも同席を依頼し、専門的視点から助言を得ている。 ・発達相談に関して、園や保健師など関係機関等と連携して相談を実施した。引き続き相談に関する周知と体制強化が必要。	・引き続き月1回の合同ケース会議を継続。 ・地域福祉課等分野を超えた機関同士の連携を強化。 ・教員資格を有する発達支援相談員を配置し、相談対象を小学生まで拡大する。
	学校教育課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用支援	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、該当児童生徒や保護者に対して支援する。	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、該当児童生徒や保護者に対して支援することができた。	引き続き、専門家による助言や支援が必要。	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、該当児童生徒や保護者に対して支援する。
	市民課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○女性相談窓口の設置	性別に関わらず相談を必要としている方に広く利用していただくため、相談窓口名称を「湖西市よりそい相談室～女性相談・みんなの相談」へ変更する。	性別に関わらず相談を必要としている方に広く利用していただくため、相談窓口名称を「湖西市よりそい相談室～女性相談・みんなの相談」へ変更した。 相談件数は、45件と前年度から15件増加した。	相談件数の増加については、名称変更が原因か、社会状況によるものかは不明だが、相談を必要としている方に広く利用いただけるよう周知に努めていきたい。	チラシ、ウェブサイト、広報こさい等による、女性相談窓口の周知を行う。
	地域福祉課	38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○伴走型支援体制の構築	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。 ハローワークの出張相談会を継続実施。	◇保護係 生活困窮者支援調整会議 12回/年 開催 専門職員による相談体制と、関係支援者による支援調整会議により情報共有を図った。 ハローワーク出張相談会 13回/年 開催 ハローワークの相談員がおぼとの会議室で、就職希望者と面談して相談者が希望する求人情報の紹介を行った。また必要に応じて紹介状を発行した。	◇保護係 相談員の専門性スキル向上が課題。 関係支援者との情報共有の程度及び頻度を再考し、更なる連携を図る。 利用者は20名だが継続利用者が多い。利用者が固定化されているため幅広い方に利用してもらうことが課題。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による関係者打合せ会による情報共有を図る。 ハローワークの出張相談会を継続実施。
	産業振興課	38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○若年者や高齢者の就労支援、内職相談	若年者向け就労支援セミナー等の参加者数15人 内職相談 紹介件数180件、あっせん件数50件 地域職業相談室 求人求職等相談8,000件、職業紹介900件	若年者向け就労支援セミナー等の参加者数8人 内職相談 紹介件数194件、あっせん件数45件 地域職業相談室 求人求職等相談5,893件、職業紹介1,204件	・若年者就労支援セミナーは、就労を希望する若年者、その方の家族などの支援者を対象としたセミナーを2回開催する予定であったが、1回は参加申込がなかったため、市ウェブサイトにより関連資料の情報発信を行った。（1名参加） また、県と連携して個別相談会を月1回開催し、計7名の参加があった。 ・地域職業相談室は、就職、採用手段の多様化に伴い、相談件数は前年と比較して減少（▲236件）しているが、物価高騰などが、就業希望、雇用環境に与える影響も考慮し、継続的に支援を行う。	・ハローワークや県等と連携した情報提供・周知の実施 ・広報紙、市の公式LINE等による就労支援情報の周知 ・関係機関との情報共有・連携
②福祉に係る 情報提供体制の 充実	地域福祉課	39	一人一人のニーズにあった支援をするため、アセスメント力の向上を図ります。	○相談員の育成、アセスメント手法の統一化	■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」を、他職種の相談対応に学びアセスメント力を育成する機会とする。	■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」を2回開催。 支援機関・市・社協対象アセスメント研修を1回開催19名が参加。	■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」に、市23人、社協18人、他機関20人（人数は延べ）が参加した。 アセスメント研修では、相談や情報提供の内容を丁寧に聞き取り、記録を作成し、必要に応じて担当部署や支援機関につなぐスキルを学んだ。	■福祉総務係 相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。
	地域福祉課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	○障害福祉係 就労継続支援事業所を広報こさいで紹介する。 ■福祉総務係 物価高騰重点支援臨時給付金支給事務でのポルトガル語・やさしい日本語の使用を継続。	○障害福祉係 就労継続支援事業所を広報こさいで紹介した。 ■福祉総務係 物価高騰重点支援臨時給付金支給事務でのポルトガル語・やさしい日本語の使用を継続した。	○障害福祉係 就労支援事業所11カ所を、6月、7月の2回にわたり広報こさいで紹介した。 ■福祉総務係 申請書類送付封筒に、重要書類である旨をポルトガル語で併記。外国籍市民への書類不備通知をやさしい日本語で作成。	○障害福祉係 市ウェブサイトで、福祉サービスについて障がいのある方にも分かりやすい案内をする。 ■福祉総務係 地域福祉計画策定に向けた市民意識調査票について、日本語が母国語ではない人も回答しやすいものにする。
	高齢者福祉課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	ICT機器の操作支援	ICT機器の操作支援教室実施	事業の継続的な実施	ICT機器の操作支援教室実施
	こども未来課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	健診の問診票や教室などの案内について翻訳版を作成し周知する。	新規事業のRSウイルス母子免疫ワクチンの予防接種、妊婦の歯科健診、1カ月児健診の関係資料について、スペイン語、ポルトガル語翻訳版を新に作成。 対象者の言語に対応した母子手帳の交付、予防接種に関する資料、ポルトガル語とスペイン語に対応した健診の問診票や案内配布を継続。	今後も、多言語に対応した母子手帳や予防接種に関する資料の配布、ポルトガル語とスペイン語に対応した健診の問診票等の配布を継続し、適宜内容の見直しを行う。	多言語に対応した母子手帳や予防接種に関する資料の配布、ポルトガル語とスペイン語に対応した健診の問診票等の配布を継続する。
	市民課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行（月1回）、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信（随時）、やさしい日本語LINE（随時）の発信を行った。	多言語、やさしい日本語での情報発信を継続することができた。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信、やさしい日本語LINEの発信を行う。
	秘書広報課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	当課の発行物におけるユニバーサルデザイン使用率100%	広報こさいでは、ユニバーサルデザインフォント・カラーを使用して発行した。	ユニバーサルデザインフォントは誰でも読みやすいように設計されていて、文字の形が区別しやすく、空間が広く、画数が多い文字でも読みやすい。高齢者や視力が弱い人に配慮した紙面構成にしてい	当課の発行物におけるユニバーサルデザイン使用率100%

基本目標3 人にやさしい環境づくり

基本施策(1)福祉サービスの充実

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①生活支援サービスの充実	社協	41	地域における支え合い体制づくりを推進するため、多様な主体間の情報共有並びに連携及び協働により、日常生活の支援体制の充実を図ります。	○生活支援体制整備事業の充実 ○支え合い推進会議の開催	○各校区年2回以上支え合い推進会議開催予定	各校区の実情に合わせ、支え合い推進会議および支え合い推進会議に準ずる会議を開催した。(年2回以上)	鷺津中学校区2回、白須賀中学校区3回、岡崎中学校区3回、湖西中学校区5回、新居中学校区4回開催。 地域の実情に合わせた細分化した支援・話し合いの場が必要。	各校区年2回以上支え合い推進会議開催予定
	社協	42	生活支援コーディネーターから地域のニーズを集約し、必要な支援を行います。	○地域の高齢者に対する買い物支援	○通いの場へ参加していない高齢者から困りごとを聞き取り、ニーズを地域資源とつなげていく。	高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施。買い物支援についての依頼を受け、受け手・支え手のマッチングを行った。 市内居宅介護事業所及び包括支援センターケアマネジャーを対象にアンケート調査を実施。	市内ケアマネジャー35名に、ケアマネジメントを行う上での個別の生活課題について調査。連携させていたいただくことにより、個別の課題を把握、必要な社会資源の提案を行う。	居宅ケアマネ・包括・民生委員等、関係機関と連携をし、個別の生活課題を社会資源、ちいーとサポートに繋げていく。 ちいーとサポートの支え手・受け手拡充
	社協	43	身近な地域で生活上の困り事に対し、「お互い様」の気持ちで助け合う「さわやかサービス」を展開するとともに、地域が主体となって生活支援活動体制の構築に向けて検討を行います。	○移送サービスの実施 ○福祉車両の貸出し	○移送サービス、車両貸出ともに年々利用件数は減少傾向のため、事業継続や見直しの検討を行う。	・移送サービス111回(令和8年2月20日でサービス終了) ・福祉車両の貸出し70回	費用対効果、利用会員の減少、協力会員の高齢化、介護タクシー等他のサービスの充実化を鑑みて、福祉有償運送の有効期間満了をもって、移送サービスを終了する。車両の貸出は継続する。	高齢者と障がい者の他、傷病等により車いすを利用している人や、市内の施設に入所している方も貸出対象とし、利用者の拡大を行う。
	社協	44	65歳以上の高齢者世帯を対象に、日常生活でちょっとした困り事を地域の住民が主体となって助け合う有償ボランティアによる活動を推進します。	○地域たすけあい支援事業(ちいーとサポート)の推進	○支え手を養成するための講座の開催。	支え手の活動に興味がある方対象に「支え手説明会」を12月に開催し、9名が参加し、4名が新規支え手として登録。	支え手として活動する気持ちがある方がいてもニーズを拾いきれていない現状がある。支え手を増やしつつ、困っている高齢者に繋げられるよう、包括等と連携していく。	・支え手交流会と支え手説明会を実施。 ・包括の集まりなどで広報する。
	地域福祉課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○アウトリーチ型の支援体制の構築 ○65歳未満の障がい者の生活支援サービス利用への体制構築	◇保護係 継続実施 ■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」で困難事例に役割分担して取り組む経験をつみ、支援機関・窓口の相互理解や連携を図る。	◇保護係 生活困窮者自立支援事業 新規相談件数97件/年 社会福祉協議会に事業を委託し、生活困窮者の相談対応を行った。 ■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」を2回開催し、8件の相談に対応した。	◇保護係 初回相談の時点で生活資金がない、家賃滞納により強制退去の可能性制があるなど緊急性があり、支援の適用が難しい場合が多い。 ■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」に、市23人、社協18人、他機関20人(人数は延べ)が参加した。	◇保護係 継続実施 ■福祉総務係 相談会を継続開催する。
	高齢者福祉課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○高齢者の生活支援体制の構築、コーディネート機能の構築	・高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ・就労的活動支援コーディネーター配置 ・運転ボランティア支援講座の実施	・高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ・就労的活動支援コーディネーター配置 ・運転ボランティア支援講座の実施	事業の継続的な実施	・高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ・就労的活動支援コーディネーター配置 ・運転ボランティア支援講座の実施
②様々な課題を抱える人への支援	こども政策課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○ひとり親支援制度の周知	各種媒体(広報こさい・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計16回	各種媒体(広報こさい・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計14回	対象者が情報を入手できるよう、広報こさい・LINEという複数の媒体を活用して周知を行った。 ・広報こさい 7回 ・市公式LINE 7回 子育てポータルサイト内に「ひとり親支援」のカテゴリを設定し、情報を取得しやすとした。 各種媒体を通して情報提供を行うことで、把握していないひとり親家庭へも情報を届けることができた。	各種媒体(広報こさい・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計15回
	社協	46	居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入浴介護事業・通所介護事業等のサービス提供を通じて、高齢者の生活支援を行います。	○介護保険サービス事業の充実及び活用の促進	○利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る ○社協としてどの事業を継続するか判断する。	・訪問介護ー利用者の減少が続いている。 ・ケアマネ4人ー3人 利用者増、経費削減に努めた。 ・R8.2に地域密着型通所介護、訪問入浴介護の事業廃止を行った。	・両事業とも引き続き利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る必要がある。 ・残った2事業も経営が困難の状況。今後、社協として事業を継続できるのか判断する必要がある。	・両事業とも利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る ・社協としてどの事業を継続するか判断する。
	社協	47	居宅介護事業・移動支援事業等のサービス提供を通じて、障がい者の生活支援を行います。	○障害福祉サービス事業の充実及び活用の促進	○同行援護の職員を1名増やす ○登録職員を増やす	同行援護の職員を増やし利用者増に努めた。登録職員の増員も行う。	サービスを必要としている方へサービス提供できるよう事業PRに努める。ご利用者様が安心安全にサービスが使えるよう職員の資質向上に努める。	同行援護などの研修に積極的に参加する。
	社協	48	生活に困窮している方に対して、包括的な相談支援を実施し自立の助長を図ります。	○自立相談支援相談の実施 ○障がい者の就労支援、福祉就労支援 ○住宅確保支援	○市民、関係機関へのPR。 ○包括的な相談支援を行い、自立に向けて援助する。 ○月1回コミュニティカフェの開催	○包括的な相談支援を行った。 ・相談97件 ○自立相談支援計画作成13件 ・家計改善支援計画作成6件 ○就労支援や社会とのつながりが必要な人の多様な働き方や活動のコーディネートを行った。 ・就労、交流体験 協力団体4団体 体験者数4人 ○安定した就労が困難な人や地域で孤立している人などを対象に交流会を開催した。 ・コミュニティカフェの開催 12回開催 参加者延73人	相談者が抱える問題を明らかにし、自身で問題解決していく意識を持ってもらうよう支援する。	・月1回以上のコミュニティカフェ開催。 ・包括的な相談支援を行い、自立に向けて援助する。
	社協	49	低所得世帯等への生活福祉資金(県社協)や生活つなぎ資金(市社協)の貸付けにより、経済的自立支援を行います。また、相談者のニーズに合った支援をします。	○生活福祉資金等貸付相談の実施	○経済的安定と自立支援を行う。 ○生活全般のフォローアップ支援を行う。	生活つなぎ資金 3件 21,145円	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、相談者のニーズに合った支援をしていく。	経済的安定と自立支援を行う。 生活全般のフォローアップ支援を行う。
学校	学校教育課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○学校との連携	各校でアンケートや日常的な観察を実施し、早期発見・早期支援に努める。	静岡県教育委員会によるアンケート調査(児童生徒対象)を1回実施した。また、日頃から、健康観察アプリを活用したり児童生徒の様子を丁寧に観察したりして、早期発見・早期支援に努めた。	引き続き、アンケート調査と観察を実施する必要がある。	各校でアンケートや日常的な観察を実施し、早期発見・早期支援に努める。

	地域福祉課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	■福祉総務係 主任児童委員に学校訪問や要保護児童対策地域協議会への出席依頼を継続する。	■福祉総務係 学校や子ども未来課など、児童に深く関わっている機関や課と連携を深めることができた。	■福祉総務係 ・主任児童委員が、県主催研修に参加。 ・主任児童委員が毎月、学校訪問、要対協に出席。（要対協は子ども未来課が依頼）	■福祉総務係 主任児童委員に学校訪問や要保護児童対策地域協議会への出席依頼を継続する。
	子ども未来課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	ケース会議を通じて関係機関との連携を強化する。	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）を月1回開催。 その他随時ケース会議を行った。	要支援・要保護児童全般を対象とするもので、ヤングケアラーに特化したものではない。	校長会・園長会・民生委員協議会などを通じ、啓発や情報収集を行う。
②様々な課題を抱える人への支援	子ども政策課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○ひとり親家庭への経済的支援、就業促進等の実施	母子家庭等自立支援事業の年間延べ利用者数 490人	母子家庭等自立支援事業の年間延利用者数 412人	ひとり親家庭等への日常生活支援や学習支援等を行い、サポートを必要としている家庭への支援となった。 今後もひとり親家庭等への経済支援や就業促進につながるよう取組を行っていく。	母子家庭等自立支援事業の実施。
	教育総務課 （旧所管：学校教育課）	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○学校との連携	学校・市の双方を相談窓口にすることで、就学援助制度を求める人が相談しやすい環境を整える。	学校窓口受付開始に向け、県・市事務と協議を重ね、相談記録や制度説明資料等を作成した。これらを学校で活用しやすいようにポケットファイルにまとめ、2026年度申込開始に向けた準備ができた。	入学前新入学学用品費に関する制度案内を作成し、就学前健診や中学校オリエンテーションの便り、湖西市HPにおいて周知に努めることが出来た。引き続き、制度の周知に努めていく。	4月からの学校受付開始に伴い、学校への支援、周知を行い、受付状況や課題を把握して必要に応じて改善を行う。
	地域福祉課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○生活困窮者自立相談支援でのサポート	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。	◇保護係 生活困窮者支援調整会議 12回/年 開催 専門職員による相談体制と、関係支援者による支援調整会議により情報共有を図った。	◇保護係 相談員の専門性スキル向上が課題。 関係支援者との情報共有の程度及び頻度を再考し、更なる連携を図る。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	健康増進課	52	「湖西市自殺対策計画」を踏まえ、関係機関との連携し、自殺対策を推進します。	○ゲートキーパー養成講座の実施 ○こころの健康づくり講演会の実施 ○高校生へのこころの健康講話の実施	若年層の自殺者数の増加が近年課題となっており、令和6年度は高校生、中学生へアプローチできた。また、関係機関との連携を深めるため、庁内連携会議を開催することができた。今回は市内の中学校1箇所に対して、学校側の依頼でSOSの出し方講座を実施したが、市内の中学校に対して実施できるよう検討が必要。	・ゲートキーパー養成講座（一般研修）を3回実施 ・市役所及び関係機関の相談窓口担当者向けにゲートキーパー養成講座（専門研修）を1回実施（1月） ・市民向けにこころの健康づくり講演会を1回実施（1月） ・市内2か所の公立高校及び1か所の市立中学へこころのSOSの出し方講座を実施（10月～1月） ・自殺対策に関する庁内会議を1回開催（2月）	全国的に自殺者数は減少傾向にある一方、若年層の自殺者数は毎年増加している。市内の中学生及び高校生にこころの健康に関して伝えることは重要である。また、庁内会議やゲートキーパー養成講座により、自殺対策に関する知識を有する人を養成していくことも同時に実施している。今後もこれらの活動を継続できるよう、取り組んでいく。	・ゲートキーパー養成講座を2回以上実施。 ・こころの健康づくり講演会を1回実施（毎年冬）。 ・市内2か所の公立高校へSOSの出し方講座を実施（10月～1月頃）。 ・自殺対策に関する庁内会議の開催。
	学校教育課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○学校との連携	チャレンジ教室（教育支援センター）を運営するとともに、中学校3校に「校内教育支援センター」を設置し、不登校児童生徒の支援に取り組む。	不登校児童生徒との継続的な連絡を各校に依頼するとともに、チャレンジ教室と校内教育支援センターを運営を通して社会的自立に向けた支援を行った。	チャレンジ教室と校内教育支援センターに加えて、校内外の「居場所づくり」を確保する必要がある。	チャレンジ教室（教育支援センター）を運営するとともに、中学校全校・小学校3校に「校内教育支援センター」を設置し、不登校児童生徒の支援に取り組む。
	子ども未来課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	引き続き引きこもり支援者交流会などに参加し、関係機関同士の連携を深める。	引きこもり支援者の研修を受講し、現状や課題を共有した。	成人の引きこもり支援へのつなぎ	引き続き引きこもり支援者交流会などに参加し、関係機関同士の連携を深める。
	地域福祉課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○アウトリーチ型の支援体制の整備	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。	◇保護係 ひきこもり相談窓口の市ウェブサイトへの掲載による周知 厚生労働省のひきこもり支援ポータルサイトへの相談窓口掲載。 ひきこもり相談を実施 22件	◇保護係 社会福祉協議会職員、西部保健所浜名分庁舎職員と共にひきこもり相談を随時実施。 相談者の希望により、西部保健所の専門職員による巡回相談へつないだ。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	建築住宅課	54	高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅確保要配慮者に対し、住宅確保の環境の整備を検討します。	○市営住宅の高齢者、障がい者等の入居条件緩和と周知	市営住宅入居者募集案内（回覧、ウェブサイト）で、高齢者、障がい者等の入居条件を周知する。	入居者募集案内を市役所だよりに2回、ウェブサイトに通年で掲載した。	単身入居が可能な部屋については、高齢者や障がい者等が単身で入居できる旨を記載した。	市営住宅入居者募集案内（回覧、ウェブサイト）で、高齢者、障がい者等の入居条件を周知する。
	高齢者福祉課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○地域包括支援センター事業の充実。	地域包括支援センターの配置。	地域包括支援センターの配置。	事業の継続的な実施	地域包括支援センターの配置。
	地域福祉課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○障がい者相談支援センター事業、生活困窮者自立支援事業の充実	○障害福祉係 継続実施 ◇保護係 継続実施	○障害福祉係 障害相談支援センター ◇保護係 生活困窮者自立支援事業 新規相談件数97件/年 社会福祉協議会に事業を委託し、生活困窮者の相談対応を行った。	○障害福祉係 委託相談センターに加え基幹相談センターの開設により相談体制の充実を図る。 ◇保護係 初回相談の時点で生活資金がない、家賃滞納により強制退去の可能性制があるなど緊急性があり、支援の適用が難しい場合が多い。	○障害福祉係 継続実施 ◇保護係 継続実施
	子ども未来課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○子育て世代包括支援センターの充実	子ども家庭センターにおいて母子保健担当係や児童福祉担当係と連携のための合同ケース会議を実施。	子育て世代包括支援センター機能と組織を見直し、「子ども家庭センター」を設置した。妊娠期から切れ目のない支援が実施できるよう、母子保健担当係と児童福祉担当係で合同ケース会議を月1回定期で実施。必要時個別ケース会議を実施しながら、対象者に寄り添った相談支援を行った。	子ども家庭センターの統括支援員が中心となり、母子保健担当係と児童福祉担当係の連携を強化し、妊娠期から切れ目のない相談支援を行った。今後も連携強化を図りながら、適切な相談支援を行っていく。	子ども家庭センターにおいて母子保健担当係や児童福祉担当係と連携のための合同ケース会議を継続する。
	地域福祉課	56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	○障害福祉係 サービスの一体的実施にはどうすれば実現できるかを高齢者福祉課と検討する。	○障害福祉係 高齢者福祉課と連携し介護サービス給付でできない場合は障害サービスが利用できるように実施した。	○障害福祉係 適正な障害サービスの実施ができるように高齢者福祉課と常に連携していく。	○障害福祉係 適正な障害サービスの実施ができるように高齢者福祉課と常に連携していく。
	高齢者福祉課	56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	介護と障がいサービスの一体的実施の検討	介護と障がいサービスの一体的実施の検討をした。	事業の継続的な実施	介護と障がいサービスの一体的実施の検討

基本施策(2)権利擁護の推進(成年後見制度利用促進計画含)

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①成年後見制度の 利用促進 (成年後見制度 利用促進計画)	社協	57	中核機関において、成年後見制度の広報・啓発、相談機能及び利用促進機能の向上を図るとともに、後見人を支援する体制づくりを行います。	○成年後見制度の情報提供、広報活動、相談受付 ○ケース検討会議の開催 ○関係機関の連携協議の場を調整 ○後見人支援チーム育成	○三士会の支店を取り入れたケース検討、受任調整、後見人支援チーム作成。 ○原点に戻り、もう一度広報を大切に行う。	年6回 ケース検討、受任調整会議の開催。 金融機関と病院への広報に力を入れた。	適切な制度利用のため、ケース検討・受任調整を行う。 病院や金融機関との情報交換を通し、それぞれの課題を把握する。	三士会にご協力いただき、年6回ケース検討、受任調整会議を開催し、ケース検討の中で支援チーム形成が必要と判断したケースに関してチーム形成を行う。
	社協	58	成年後見制度の利用を必要とする人に対し、相談と法人後見を受任し、権利擁護体制づくりを強化します。	○法人後見制度の受任	○継続受任案件については、引き続き適切な財産管理と意思決定支援を尊重した身上保護に努める。 ○三士会の関与する受任者調整が動き出すため、社協らしさを生かした受任ができるかと判断されたケースについて受任を検討していく。	継続受任2件。新規受任2件。	受任調整会議で検討したケース2件が新規受任につながった。	継続案件に関しては、適切な財産管理と意思決定を尊重した身上保護を行う。引き続き、受任調整会議で社協らしさを生かすことができると判断したケースについて、市民後見人の活動も視野に入れながら受任をしていく。
	高齢者福祉課	59	中核機関の「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。	○中核機関を委託する社会福祉協議会への支援	中核機関との定期的な打合せ、事業への出席、助言の実施。	必要に応じて中核機関との打ち合わせを実施し、事業への支援を行った。	事業の継続的な実施	中核機関との定期的な打合せ、事業への出席、助言の実施。
	地域福祉課	60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	○障害福祉係 継続実施	○障害福祉係 障害者相談支援センターでの実施件数 14件	○障害福祉係 中核機関としての基幹相談支援センターをR8に開設することで相談支援体制の充実を図る。	○障害福祉係 基幹相談支援センターの開設。 障害者相談支援センターの継続実施。
	高齢者福祉課	60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	地域包括支援センターでの総合相談窓口において相談対応の実施。	高齢者においては地域包括支援センターにて1次相談窓口としての役割を担った。	事業の継続的な実施	地域包括支援センターでの総合相談窓口において相談対応の実施。
	地域福祉課	61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	○障害福祉係 継続実施	○障害福祉係 市長申立て1件	○障害福祉係 身寄りのない方に対して市長申立てを実施した。	○障害福祉係 継続
	高齢者福祉課	61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	市長申立ての適切な実施 対象者への報酬助成を実施することにより、必要な人がもれなく制度を利用することができるよう支援を行う。	R7年度市長申立ては4件(うち1件は審判前に本人死亡により取下げ)、報酬助成は6件実施した。	事業の継続的な実施	中核機関の実施するケース検討会議を利用し、市長申立てを適切に実施していく。 対象者への報酬助成を実施することにより、必要な人がもれなく制度を利用することができるよう支援を行う。
②権利擁護等に関する 事業の推進	社協	62	判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を推進します。	○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理や書類等の預かり保管	○関係機関から相談があった場合は、まず本人に会い課題を直接確認する。 ○契約者については、モニタリングと自立支援。	新規3件契約。 継続12件。 解約1件。	新規相談については、課題整理を行い、本事業での支援が適切な場合は支援につながるよう支援し、本事業以外での支援が望ましいと判断した場合には、望ましい支援につなげた。	関係機関から相談が入った際には、本人に会い課題整理を行う。 契約者については、支援が形骸化していないか見直す。
	地域福祉課	63	社協や福祉サービス提供事業所と連携し、サービス利用者が不利益を被らないように、支援を行います。	○本人、家族への権利擁護に関する知識の普及、支援機関との学習会、情報交換の実施	○障害福祉係 ・継続実施 ・福祉サービス事業所による事業所内での権利擁護に係る勉強会、研修会などの実施状況把握	○障害福祉係 相談支援連絡会において権利擁護の勉強会を1回実施。	○障害福祉係 相談支援員の連絡会において勉強会を実施した。	○障害福祉係 継続
	こども未来課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○湖西市要保護児童対策地域協議会における情報交換	引き続き個別ケース検討会を開催し、関係各機関同士の共通認識と連携を図る。	湖西市要保護児童対策地域協議会代表者会議年1回、実務者会議12回及び必要に応じ随時個別ケース検討会を行って情報共有や支援方針の検討を行った。	会議の内容が報告に終始してしまうことも多いため、参加者が主体的に取り組む仕組みづくりをする。	お互いの分野における理解度を深めるため、ミニ研修会を開催する。
	地域福祉課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○障害者施設、計画相談事業所による見守り、情報提供、相談対応	○障害福祉係 サービス事業所、相談支援事業所等との連携を強化する。	○障害福祉係 虐待通告に対して事業所へ聞き取りと指導を実施した。	○障害福祉係 虐待通告があったサービス事業所に対して状況の確認及び対応策を伝えた。	○障害福祉係 継続
	高齢者福祉課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくり	必要に応じて関係機関と連携していく体制を維持していく。	ケースに応じて警察や高齢者施設と連携し、市長申立を同時並行で進めるなど、横断的な支援を実施し終結に結び付くよう努めた。	事業の継続的な実施	問題解決がはかられるよう、適切な時期に適切な関係機関と連携し支援を実施していく。

基本施策(3)再犯防止の促進(地方再犯防止推進計画)

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①再犯防止に向けた支援と体制構築	地域福祉課	65	再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。	○社会を明るくする運動の推進	■福祉総務係 マスコミの報道による認知度向上を目的に、取材の機会づくりと積極的な情報発信をする。	■福祉総務係 新聞社に社会を明るくする運動協調月間の活動を取り上げていただき、市民へ活動を周知できた。	■福祉総務係 内閣総理大臣のメッセージ伝達式や出発式を開催し、活動を新聞記事に3回取り上げていただき、市民へ活動を周知できた。	■福祉総務係 マスコミの報道による認知度向上を目的に、取材の機会づくりと積極的な情報発信を継続していく。また、市広報誌で活動の広報をする。
	地域福祉課	66	保護司や更生保護女性会等のボランティア活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会への財政的支援、更生保護サポートセンターの会場使用減免	■福祉総務係 両団体の支援を継続。	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会の負担金を支出し財政的支援を実施。健康福祉センター相談室を月2回、保護司サポートセンター会場として提供(使用料免除)、保護観察対象者との面談場所として公共施設を提供(使用料免除)。	■福祉総務係 保護観察対象者との面談時に、要請に応じて市外国語通訳による通訳を手配。	■福祉総務係 両団体の支援を継続。
	地域福祉課	67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○生活困窮者自立相談支援の実施	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。	◇保護係 生活困窮者支援調整会議 12回/年 開催 専門職員による相談体制と、関係支援者による支援調整会議により情報共有を図った。	◇保護係 相談員の専門性スキル向上が課題。 関係支援者との情報共有の程度及び頻度を再考し、更なる連携を図る。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	建築住宅課	67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○住宅セーフティネット制度に基づく、静岡県居住支援協議会を通じた住宅等の確保の支援	セーフティネット住宅情報提供システムについて周知する。	必要に応じて窓口等で紹介した。	市営住宅の入居を検討している人たちや、入居要件を満たさない可能性がある人たちに紹介した。	セーフティネット住宅情報提供システムについて周知する。

基本施策(4)安心して暮らせる環境の整備

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2025年度取組計画	2025年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2026年度取組計画
①防犯活動の推進	危機管理課	68	見守り活動等の地域における防犯活動を支援するとともに、活動内容のPRを行います。	○青色防犯パトロール活動の支援	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回実施する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを104回実施した。	防犯協会・各自治会等と連携し、継続して青色防犯パトロールを実施する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回実施する。
	スポーツ・生涯学習課	69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○青少年補導員によるパトロールの実施	年間90回以上のパトロールを実施	青色防犯パトロールを年108回実施。7月と12月の県内一斉補導に参加。	現代の子供をとりまく環境に考慮した(少子化、IT格差等)見守り活動を行う。パトロール活動のほか、年間6回、各地区代表者が集まり、警察を含めて情報交換を行った。今後も継続する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回以上を目標に実施する。
	危機管理課	69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○警察・防犯協会等と連携した、キャンペーンや青色防犯パトロール等の実施	警察・防犯協会等と連携し、特殊詐欺被害防止を目的とした啓発活動や同報無線での広報を実施する。	警察・防犯協会等と連携し、金融機関等で特殊詐欺被害防止を呼びかける活動を実施した。	警察・防犯協会等と連携し、継続して啓発活動を実施する。	警察・防犯協会等と連携し、特殊詐欺被害防止を目的とした啓発活動や同報無線での広報を実施する。
②防災活動の推進	社協	70	災害ボランティアセンターの運営に協力するコーディネーターの養成を行います。	○災害ボランティアの周知 ○災害ボランティアの養成講座の実施	○災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催	○災害ボランティアコーディネーター養成講座を2回開催した。 市民向け講座で6名養成、企業向け講座で15名養成した。	企業と連携して災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催することが出来た。今後も連携し、災害ボランティアコーディネーターの活動を広めていく。	災害ボランティア7コーディネーターフォローアップ講座を開催する。 企業向け養成講座を開催する。
	社協	71	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を通じ、ボランティアセンターの円滑な運営を推進します。	○災害ボランティアセンターの運営マニュアルの検証・更新 ○災害関係団体との連携	○災害ボランティアセンター運営研修会を全4回実施し、災害ボランティアセンターの運営についてコーディネーターと考える。	災害ボランティアセンター運営研修会を全4回実施。災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施。	災害ボランティアセンター運営研修会を行ったことで職員と災害ボランティアコーディネーターで共通した災害ボランティアセンターの運営方法を考えることが出来た。	関係団体と災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、マニュアルの検証をしていく。
	社協	72	災害ボランティアグループ等と連携を図り、活動支援や情報交換に努めます。	○災害ボランティア団体等の関係機関と連絡会の開催	○行政、災害ボランティアコーディネーター、青年会議所、ライオンズと災害ボランティア連携連絡会(仮称)を正式な会として立ち上げる。	災害ボランティアコーディネーターの方々と連携を取りやすくするため、社協が事務局となり新しく災害ボランティアコーディネーター団体の設立に向けて話し合いを進めた。	令和8年5月16日に新しい災害ボランティアコーディネーター団体(湖西災害VC)を立ち上げる方向性に決まった。	新設される災害ボランティアコーディネーター団体を含め、災害ボランティア連携連絡会を立ち上げる。
	地域福祉課	73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	■福祉総務係 ひなさんぽを他地区に展開し、個別避難計画の作成を推進する。複数地域で同時進行が可能な方法を検討する。	■福祉総務係 津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を抱える新居地区全域でひなさんぽを実施。	■福祉総務係 個別避難計画を25件作成。 規模を拡大するにあたり、庁内関係課に派遣を依頼した。	■福祉総務係 ひなさんぽを他地区に展開し、個別避難計画の作成を推進する。庁内及び福祉専門職と連携した方法を検討する。
	危機管理課	73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	地域福祉課と連携し、取組みを継続。	津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域を抱える新居地区全域でひなさんぽを実施。	個別避難計画を25件作成。	防災訓練において避難行動要支援者に対する対応訓練の実施を地域に働きかける
	地域福祉課	74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	■福祉総務係 自主防災会に福祉避難スペース設置の依頼をする。防災部局と連携し、充実した福祉避難スペースを検討する。	■福祉総務係 自主防災会長に対して、福祉避難スペース設置を依頼。	■福祉総務係 福祉避難スペースをより充実させるために、防災部局との調整が必要。	■福祉総務係 自主防災会に福祉避難スペース設置の依頼をする。防災部局と連携し、充実した福祉避難スペースを検討する。

②防災活動の推進	危機管理課	74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	マニュアル未作成1ヶ所のマニュアル作成を支援するとともに、福祉避難スペースについて記載するよう推進する。	すべての避難所で避難所運営マニュアルが作成され、福祉避難スペースについて記載がなされた。	すべての避難所で避難所運営マニュアルが作成され、福祉避難スペースについて記載がなされた。	
	危機管理課	75	ハザードマップ等を活用した防災に関する学習機会を充実させ、地域における防災意識を高めます。	○防災に関する出前講座の実施	防災に関する出前講座を50回実施する。	59回の出前講座を実施した。	引き続き、申請に応じて出前講座を実施していく。	防災に関する出前講座を50回実施する。
③ユニバーサルデザインのまちづくり	文化観光課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	完了。	R7改修事業なし	R8改修事業予定なし	
	資産経営課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	新庁舎建設基本計画にユニバーサルデザイン化の推進を組み込む。	窓口・議会・来庁者利用部分等のユニバーサルデザイン化推進を盛り込んだ新庁舎建設基本計画を策定した。	ユニバーサルデザインの推進を盛り込んだ新庁舎建設基本計画に基づき、基本設計等において具体的な内容を決定する。	他市の事例を参考に、新庁舎に導入可能な設備・機器等を研究する。
	新居支所	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	各種利用団体からの要望を聴取するとともに不具合箇所を修繕し、より安全かつ快適に利用できるよう努める。	特になし	特になし	各種利用団体からの要望を聴取するとともに不具合箇所を修繕し、より安全かつ快適に利用できるよう努める。
	スポーツ・生涯学習課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	既存トイレの洋式化をはかっていく。	計画はしたものの実施には至らなかった。	今後も指定管理者と調整を進め、改善をはかっていく。	今後も指定管理者と調整を進め、改善をはかっていく。
	都市政策課 (旧所管:土木課)	77	歩道の段差解消、歩道幅員の確保等、誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めます。	○歩道の整備	(都)鷺津駅谷上線において、延長約100mの歩道整備(両側)を行う予定。	(都)鷺津駅谷上線において、延長約100mの歩道整備(両側)を実施した。	令和7年度(令和6年度繰越)事業において、事業区間約430mのうち約100mの歩道整備を実施し、誰もが安全に通行できる道路環境を整備した。令和11年度までに事業完了予定。	(都)鷺津駅谷上線において、延長約150mの歩道整備(両側)を行う予定。
	秘書広報課	78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○ユニバーサルデザインフォント・カラーを使用した発行物の作成	ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知徹底(年1回以上)	ウェブアクセシビリティに配慮したウェブコンテンツの作成を促進するため、5月に初級者研修、8月に承認者研修を開催した。	日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」に準拠した高齢者や障がいのある人を含め、誰もが利用できるようにするための基礎知識を研修・定着を図る。	ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知徹底(年1回以上)
④多様性を受け入れられる意識づくり	市民課	78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○多言語、やさしい日本語による発行物の作成	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙を発行し、自治会等への周知を行った。	毎月1日に左記広報紙を発行。 また、市ウェブサイト、Facebook(ポルトガル語、スペイン語、日本語)、LINE(やさしい日本語)により、発行の度に周知。 自治会等からの希望により、発行チラシを配付。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。
	市民課	79	お互いの文化を理解するための交流機会の創出や地域行事への参画を促進することで、共に地域で生活するという意識を高めます。	○外国人市民と日本人市民との交流機会の創出	多文化共生・国際交流推進業務を委託しイベントや講座を開催することにより、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出する。	多文化共生・国際交流推進業務を委託しイベントや講座を開催し、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出した。	international KOKOまつり(11.30開催、延べ参加者1,650人)や、その他にも講座・イベントを多数開催したことで、国籍に関係なく参加者同士による交流が行われた。	多文化共生・国際交流推進業務を委託しイベントや講座を開催することにより、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出する。
	市民課	80	LGBTQ+などの性的少数者の生きづらさにつながる偏見や差別を解消し、知識や理解の浸透を図るため、人権尊重や性の多様性に関する取組を推進します。	○男女共同参画推進計画に基づいた性の多様性に関する広報・啓発・学習機会の提供 ○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知	市ウェブサイト、広報こさい、図書館での展示等による、性の多様性についての情報発信を行う。	県が主催する”いろいろにじいる交流会”、”性の多様性を考える講座”について、市ウェブサイトで情報発信を行った。	県や他自治体が実施する研修会や講座について、情報発信し学習機会の提供を行う必要がある。	市ウェブサイト、広報こさい、図書館での展示等による、性の多様性についての情報発信を行う。